

平成17年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成17年9月28日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 町長一般行政報告
- 第 6 総務文教常任委員会報告
- 第 7 産業建設常任委員会報告
- 第 8 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第10 同意第 1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第11 請願第 1号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願
- 第12 請願第 2号 自治体財政の充実・強化を求める請願
- 第13 一般質問
- 第14 議案第 1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第15 議案第 2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第16 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について（町道上駒松音知線道路改良工事（1工区））
- 第17 議案第 4号 中頓別町道路線の廃止について
- 第18 議案第 5号 中頓別町道路線の認定について
- 第19 議案第 6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算
- 第20 議案第 7号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第21 議案第 8号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第22 議案第 9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第23 認定第 1号 平成16年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 2号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第 3号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第26 認定第 4号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 5号 平成16年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 6号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 7号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第 8号 平成16年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第 9号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 星川三喜男君 | 2番 岩田利雄君 |
| 3番 山本得恵君 | 4番 柳澤雅宏君 |
| 5番 本多夕紀江君 | 6番 藤田首健君 |
| 7番 石井雄一君 | 8番 村山義明君 |
| 9番 宮崎安史君 | 10番 石神忠信君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 町長 | 野邑智雄君 |
| 助役 | 矢部守世君 |
| 教育長 | 福家義憲君 |
| 総務課長 | 安積明君 |
| 総務課参事 | 小林生吉君 |
| 総務課参事 | 遠藤義一君 |
| 産業建設課長 | 尾本導弘君 |
| 産業建設課参事 | 柴田弘君 |
| 産業建設課主幹 | 吉田行博君 |
| 産業建設課主幹 | 中原直樹君 |
| 保健福祉課長 | 石川篤君 |
| 保健福祉課参事 | 竹内義博君 |
| 教育次長 | 米屋彰一君 |

給食センター所長	菊地誠治君
教育委員会主幹	藤井富子君
出納室長	奥村文男君
天北厚生園長	千葉辰雄君
天北厚生園次長	家入隆君
国保病院事務長	高井秀一君
南宗谷消防組合	
中頓別支署長	鳥田博君
農業委員会	
事務局長	竹内輝幸君
自動車学校長	浅野豊君
保育所長	遠藤美代子君
こどもセンター長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	高井水脈子君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成17年第3回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、山本さん、4番、柳澤さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成17年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、8月12日及び9月26日に議会運営委員会を開催したので、審査の内容を報告をいたします。

1、会期について、会期は平成17年9月28日から30日までの3日間とする。

2、日程、議案の取り扱いについて、本日の日程、議案については別紙、議事日程第1号のとおりである。このうち請願2件はいずれも委員会付託を省略し、本会議で審議する。議案第1号 指定管理者制度導入等に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例については、行財政改革調査研究特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とする。認定第1号から9号に関して、議長発議で決算審査特別委員会の設置を会議に諮り、審査を付託する。なお、本日の審査が時間内に終了しないときは、議長が延長手続をとる。29日は休会とし、決算審査特別委員会を招集し、認定第1号から第9号までの各会計歳入歳出決算の審査を行う。30日は本会議を再開し、追加提案される一般会計補正予算、知的障害者福祉事業特別会計補正予算を審議するほか、決算審査特別委員会の審査結果、意見書案2件、決議案1件を審議する。

3、一般質問について、通告期限内に通告した議員は4名であり、質問内容の重複はなかった。

以上、報告申し上げます。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月28日から9月30日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月28日から9月30日までの3日間とすることに決しました。

◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議長の一般報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

◎町長一般行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、町長一般行政報告を行います。

本件につきまして町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） 平成17年第3回中頓別町議会定例会を招集いたしましたところ、時節柄大変お忙しい時期にもかかわらず全員の出席をいただきましたことにつきまして初めにお礼を申し上げたいと思います。

8月12日の第4回臨時会の総会以降今日までの行政報告につきまして3点ご報告させていただきますけれども、なお詳細につきましては印刷物で配付をしております紙面についてご理解をいただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、旭川医科大学整形外科の出張診療についてであります。かねてから出張診療の依頼をしておりました旭川医科大学整形外科医局より、10月から医師の派遣ができるとの連絡をいただきましたので、9月15日、助役と事務長が医局を訪問し、詳細についての協議を行ってまいりました。当面月2回午後の診療で1日15名程度の完全予約制として、浜頓別町と重複しないよう日程を調整して派遣いただけるというものであります。ただし、今回決定された出張診療については平成18年3月までの措置であり、4月以降については医局人事が不明であるため言及できないとのことありますので、4月以降も継続して派遣していただけるよう機会あるごとに要請をしております。

2点目でありますけれども、中頓別農業高等学校施設等利活用推進協議会の設立についてであります。8月25日に北海道酪農大学教授、松本懿氏をアドバイザーとして招き、

中頓別農業高等学校施設等利活用協議会を設立いたしました。協議会は、議会議員3名、中頓別町農業協同組合代表1名、中頓別町商工会代表1名、中頓別町自治会連合会代表1名、有識者2名、町2名（町長・助役）、教育委員会1名（教育長）で構成しています。協議会では、中頓別から高校がなくなると大きな影響が出ることを踏まえ、町におよぼす影響を最小限に食い止めるために中頓別農業高等学校施設等の利活用の方策を研究・協議、関係機関への要望活動をしてまいります。

次に、3点目でありますけれども、公共施設等におけるアスベスト使用状況と対応についてであります。本町の公共施設におけるアスベスト使用状況については、8月10日、助役と関係所属長で構成する「アスベスト問題庁内調査委員会」を設置し、対応しておりますが、これまでの調査で町民センター及び小頓別小中学校において鉄骨の梁やコンクリートに吹付けた建材の中にアスベストの一種であるクリソタイルが国の基準を超えて含有していることが判明しました。施設以外では、天北厚生園の食器消毒保管機に圧縮石綿発泡体の貼付が認められております。このほか、給食センターで使用している揚げ物機に関してはアスベスト含有の有無が確認されるまで使用を中止しております。こうした状況を踏まえ、町民センターは大ホールとステージを8月31日以降から当分の間使用を禁止、小頓別小中学校は体育館と特別教室を除き9月2日から使用を禁止して、授業は体育館を利用して行なうなどの緊急的対応をしてきました。町では、今後の抜本的対策として、①小頓別小中学校はできる限り早期に吹き付け材の除去工事を行なう。②町民センターはステージ天井部分に使用されている吹き付け材の除去工事を行なう。③天北厚生園の食器消毒保管機は新たに購入する。④そのための補正予算を今定例会に追加提出する。⑤給食センターの揚げ物機は調査結果を踏まえ対応することとします。しかし、対策が完了するまでの間町民の皆様には何かとご不便をおかけすることになりますが、どうか事情をご賢察のうえご理解・ご協力賜りますようお願いいたします。

以上3点、行政報告とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） これにて町長の一般行政報告は終了いたしました。

◎総務文教常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、総務文教常任委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○総務文教常任委員長（村山義明君） 所管事務調査報告を行います。

このたび本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

日時、平成17年9月14日午前10時45分～午後1時25分。

場所については、議場。

調査項目、中頓別農業高校の今後の課題について、天北厚生園法人化の進捗状況について。

調査経過、中頓別農業高校の今後の課題については、同校存続に係るこれまでの活動経過のほか、道教育庁から8月2日付けで平成18年度生徒募集停止の正式通知が届いたことを受け、同月25日、「中頓別農業高等学校施設等利活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）が設立されたことを米屋教育次長が報告した。協議会は、同校の廃校にあたり、施設等の利活用の方策について研究・協議を行なうことを目的とするもので、町長、助役、教育長、農協、商工会、自治連合会代表のほか、議員、有識者11名で構成され、野呂町長が会長を務める。協議会の下には、情報収集、資料作成、計画を立案するため、総務課、産業建設課、保健福祉課、教育委員会、その他関係団体等による作業部会が置かれている。また、同校が道立であることから、宗谷支庁内部及び教育局との連携が必要になるため、「中頓別農業高等学校跡地利用等連絡会議」が支庁に設置されたことが報告された。協議会では、校舎等を含む施設の利活用を積極的に検討してもらい、廃校で受ける地域の影響を最小限に食い止めるため、国会議員、道議会議員、知事、教育長、支庁等への要望活動を10月末までに実施し、その結果を受け、今後の利活用対策を検討することになっている。

天北厚生園法人化の進捗状況については、千葉厚生園長が説明した。同園の法人化については、基本的に「中頓別町天北厚生園法人化・施設整備懇話会」の答申（平成17年1月21日）どおり進んでいることが報告された。答申では、法人化の担い手は既存の社会福祉法人である「南宗谷福祉会」とし、移行年度は平成19年4月が望ましいとされている。また、同園の施設整備計画について、築後30年を経過し老朽化が著しい施設の市街地移転改築の必要性、改築財源の確保に優位性があるなら民設が望ましく、具体的な改築年度は平成21年及び22年の2カ年とすることが盛り込まれているが、「法人化が先で施設整備を後とする。法人化してから施設整備をすると負担が大きくなることが予想される。したがって施設整備を行なってから移行することがのぞましい」との少数意見が附帯されている。受け入れ法人との協議では、今年6月6日に南宗谷福祉会理事長が来庁し、基本的に受け入れ表明したことが明らかにされた。法人化を推進するための組織として庁内に「天北厚生園法人化検討推進委員会」（座長・矢部助役）を7月21日に設置し、職員給与の取扱い、今後のスケジュールなどについて協議を進めていることも報告された。第1回法人化検討推進委員会（8月9日開催）では、平成18年9月に施設経営方針及び中長期ビジョンの最終報告が行なわれるとともに、法人移行を希望する職員の最終取りまとめの時期であることが確認されている。

調査の結果又は意見、中頓別農業高校の今後の課題については、関係先への要望陳情活動を積極的に行なうとともに、利活用の情報を得ながら、町の考え方・方針を早急にまとめるべきである。町としての利活用対策を強力に推し進めるため、専任の職員（課長・参事級）を配置すべきである。

天北厚生園については、法人化への移行の有無にかかわらず、施設の改築問題が浮上しており、補助制度などの財源問題がからむので、受入れ法人側と協議検討しながら慎重に

対処すべきである。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） これにて総務文教常任委員会報告は終了しました。

◎産業建設常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、産業建設常任委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

石井さん。

○産業建設常任委員長（石井雄一君） 所管事務調査報告をいたします。

このたび、本委員会において所管事務調査を実施したので、次のとおり報告します。

日時、平成17年9月14日午後1時35分～午後3時5分。

場所、議場。

調査項目、「もうもう」、「オガル」の運営及び農畜産物の製造販売の可能性について、それと先ほど総務文教委員会の方からも報告ございました中頓別農業高校の今後の課題についても一緒に取り組みました。

調査経過、「もうもう」、「オガル」の運営について、柴田産業建設課参事が説明した。両施設の運営状況について、来年度から管理を抜本的に見直し、所管を産業建設課産業グループに一元化する。現在のアグリパーク運営協議会を発展的に解散し、両施設を一体的に指定管理者制度で管理する。管理を指定する団体は、基本的に公募が望ましいが、公募が見込めない場合は既存の第3セクター、公共団体を中心に選定を進めたいとの説明であった。「もうもう」での農畜産物の製造販売の可能性について小林総務課参事が説明した。現時点では、試験研究、体験施設という位置付けであり、補助目的外で使用できないため、製造販売の許可は取れないとの見解を示した。これに対し委員の多くから、町民は特産品開発と製造販売を期待しており、他の自治体の類似施設を例に挙げ、再考を求める意見が大勢を占めた。また、町は町民が手づくりした製品を売るための道筋を示すべきとの意見も出された。矢部助役から、施設整備段階では加工研究をしながら、将来的には特産品づくりに活用することが話題としてあがっていたが、製造販売する場合、特定の人、特定の団体の利用につながるなどの懸念が指摘された。

なお、中頓別町農業高校の今後の課題は、総務文教常任委員会と同様の調査項目であり、同委員会から報告することになった。

調査の結果又は意見、両施設を一体的に管理することは望ましいが、現在ある運営上の問題を解決し、指定管理者制度にスムーズに移行できるよう努力すべきである。「もうもう」での農畜産物の製造販売は、加工研究の先にある究極の目的であり、その達成のため積極的に調査すべきである。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて産業建設常任委員会報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、報告第1号 例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承をお願いいたします。

◎諮問第1号

○議長（石神忠信君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記。住所、枝幸郡中頓別町字中頓別43番地。氏名、大場玲子。生年月日、昭和15年8月27日生まれ、65歳であります。

現在の人権擁護委員の藤田久子さんが体調不良ということで、12月31日の任期満了をもってやめたいとの申し出がありました。その申し出によりまして、今回新たに大場玲子さんを後任者として提案するものであります。

大場玲子さんは、中頓別町商工会女性部長や社会福祉法人南宗谷福祉会評議員に就任をいたしまして、それぞれの団体のリーダーとして活躍をされており、また広く社会の実情に通じており、人権擁護委員として適任者と考えておりますが、議会議員の皆さん方のご意見をいただきたいと存じます。

なお、任期でありますけれども、平成18年1月1日から平成20年12月31日までの3カ年であります。

以上であります。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（石神忠信君） ここでお諮りいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

ここで、意見調整のため議場の時計で9時55分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前 9時51分

再開 午前 9時55分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について、お手元に配付した意見のとおり町長が推薦する人権擁護委員候補は適任であることを答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決しました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意を求める。

記。住所、枝幸郡中頓別町字中頓別107番地。氏名、峰友武。生年月日、昭和18年9月26日生まれの62歳であります。

峰友武さんは、平成15年6月1日付で教育委員に就任し、来月31日付で任期が満了になりますが、今までの教育委員としての経験を生かしていただいて、再度委員としてご活躍をいただきたいと考えておりますので、満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。人事案件につきましては、慣例により討論を省略しております。本件につきましても討論を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略することに決しました。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会委員の任命については同意することに決しました。

◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、請願第1号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長の報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である柳澤さんの説明を求めます。

○4番（柳澤雅宏君） 請願第1号。

2005年9月28日。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願書。

請願団体、稚内市中央1丁目2番23号、連合北海道宗谷地域協議会会長、磯部拓也。枝幸郡中頓別町字中頓別18番地、日本労働組合連合会北海道連合会稚内地区連合会中頓別支部連合会会長、古閑信二。

それでは、請願趣旨を申し上げます。

政府税制調査会の基礎問題小委員会は、本年6月に「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめました。今後、この論点整理にもとづき、2006年度以降の税制改正案が検討されることとなります。

しかし、上記「論点整理」は、給与所得控除の縮小、特定扶養控除および配偶者控除の廃止など、勤労者世帯を中心に大規模な増税につながる内容が列挙されており、とくに給与所得控除については、給与生計者の必要経費概算控除という性格にとどまらず、資産所得等との担税力格差に配慮した控除であること等を鑑みれば、安易に縮小すべきものではありません。

家計の税・保険料負担は、年金保険料、雇用保険料の引き上げ、老年者控除および配偶者特別控除の廃止など、ここ数年の税制や社会保障制度の改定によって年々重くなっています。さらに、2006年1月からは、所得税および住民税の「定率減税」が縮小される予定であります。定率減税および各種所得控除の縮小が地域住民の暮らしを直撃することにより、消費を冷え込ませ、ひいては地域経済の回復基調の足取りに深刻な影響を及ぼす

ことが強く懸念されます。

国は、各種控除の縮小・廃止に言及する前に、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革を行うべきであります。あわせて、所得捕捉格差の是正をはじめとする不公平税制の是正を早期に実施すべきです。また、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、国民の税負担が税源移譲の前後で変化しないよう、十分な配慮措置を講じるべきであると考えます。

つきましては、貴議会におきまして意見書の採択をいただき、関係機関へ働きかけられますよう要望いたします。

以上、趣旨をご理解の上、ご審議いただきます。よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 趣旨説明でちょっと不備がありましたので、訂正させていただきます。

内容等につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、以上のことから、貴議会におかれましては、地方自治法第99条に基づく意見書の提出についてご賢察の上採択され、国ならびに関係機関にはたらきかけられますようお願いいたします。この点を修正、つけ加えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める請願は、採択することに決しました。

◎請願第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、請願第2号 自治体財政の充実・強化を求める請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りいたします。請願第2号についても会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である本多さんの説明を求めます。

○5番（本多夕紀江君） ご説明を申し上げます。

請願第2号。

平成17年9月20日。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

自治体財政の充実・強化を求める請願書。

請願団体、稚内市中央1丁目2番23号、連合北海道宗谷地域協議会会長、磯部拓也。
日本労働組合連合会北海道連合会稚内地区連合会中頓別支部連合会会長、古閑信二。

請願趣旨。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっています。

国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税制度改革である「三位一体改革」は、本来地方の権限や裁量権の拡大をめざして取り組まれるべきものであります。

しかし、国から地方への税源移譲は、当初予定されていた3兆円に達しない2.4兆円程度にとどまり、国庫補助金の削減についても生活保護負担金が対象とされ、地方交付税制度についても財務省や経済財政諮問会議において、財政再建の立場から大幅削減すべきとの提案が出されるなど、地方の立場に立ったものとはいえません。

2006年度予算は、「三位一体改革」最後の年とされているが、これまでの不十分さを覆し、真に自治体財政確立につながる改革の総仕上げとならなければなりません。

新年度予算における三位一体改革が、効率性や財政コスト削減という観点だけではなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かせない事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押し付けを行うことのないよう、国の関係機関等に対し、地方財政の充実・強化をめざす立場から下記の事項を強く求めなければなりません。

以上のことから貴議会におかれましては、下記の事項の実現に向けて地方自治法第99条に基づく意見書の提出をご賢察の上採択され、国ならびに関係機関へはたらきかけられますよう請願いたします。

記

1. 地方財政再建と地方自立につながる財政改革にむけて、当面、閣議決定のとおり、概ね3兆円の税源移譲を確実に行うこと。
2. 生活保護負担金は国の義務的経費であり、国庫負担率引き下げは地方への単なる負担転嫁に過ぎないため、国庫負担率の引き下げを行わないこと。
3. 地方が裁量権や自由度を拡大し、地方自治体の自立と分権改革の基盤確立をめざすためにも、2007年度以降も継続して税財政改革を継続すること。
4. 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第2号 自治体財政の充実・強化を求める請願を採決します。

本件は採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号 自治体財政の充実・強化を求める請願は、採択することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時30分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 日程第13、一般質問を行います。

本定例会での一般質問に通告したのは、4名の議員です。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 二つのことについて質問をさせていただきます。

まず、一つ目ですけれども、指定管理者制度の導入に伴う「もうもう」、「オガル」の今後の管理運営について伺います。農業体験交流施設「もうもう」、「オガル」について、

行財政改革調査研究特別委員会及び産業建設常任委員会で指定管理者制度を導入する方向であるとの説明がありました。第6期総合計画の基本理念の中では農林業を町の基本産業と位置づけていることから、この施設の管理運営は今後ますます重要なものになっていくと思います。そこで、次の点を伺います。

1、指定管理者制度への移行に先立ち、この施設の管理運営上の課題を整理、解決して、今後の方向性を明確にすべきと思いますが、いかがですか。

2、指定管理者制度への移行後は、町として管理運営のどの部分にどのように関わっていくつもりですか。これまで町は、公の施設、これは町が一定の割合の出資をしている第三セクターなどのことですが、その管理運営状況を議会に報告する義務があり、住民は細部にわたって経営の状況を知ることができました。これまでのように報告の義務はありますか。また、情報公開制度の対象となりますか。

3、この施設を中心に新たな雇用の場と利益が生まれることを多くの人が期待しています。収益的な事業の展開、製造販売のあらゆる可能性はその後どう検討され、結果はどうなりましたか。今の状況について伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員さんの指定管理者制度の導入に伴う「もうもう」、「オガル」の今後の管理運営について、総務課小林参事から答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 1点目のご質問3点について私の方からお答えさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、ご指摘のとおりであると考えております。課題を整理し、今後の方向性を明確にした上で指定管理者制度に移行させていかなければならないと考えております。

2点目の情報公開の関係でありますけれども、指定管理者の場合経営状況を議会に報告するという制度的な義務はありませんけれども、中頓別町公の施設に係る指定管理者の手續条例等に関する条例第10条の規定に基づき、毎年度事業報告書の提出が町に対して義務づけられておりますので、行政の説明責任としても事業報告の内容等については公開をしていきたいというふうに考えております。情報公開制度の対象となるかどうかについてでありますけれども、さきの定例会で先ほど言った手續条例の制定の際、その附則で情報公開条例の一部を改正しておりますけれども、その改正したとおり改正後の条例第32条の2により、指定管理者も情報公開の義務があるとともに、町は指定管理者しか持っていない情報であっても町民から請求があった場合、この提出を求め、提示していくこととされております。

それと、3点目であります。平成18年度から行政の担当を一元化し、指定管理者制度に移行いたします。1点目でも回答したとおり、ご質問にある収益的な事業、製造販売についても課題を整理した上で、今後の方向性を明確にした上で取り組んでいかなければい

けないというふうに考えております。今現在は一元化した担当課、それから指定管理者制度へ移行という方針を固め、今議会に提案をしているところでありますので、今後はこれまで整理した資料をもとに具体的に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。大きく4点ほど再質問をいたします。

一つ目ですけれども、指定管理制度移行後、町として管理運営のどの部分にどのようにかかわるのか答弁がなかったように思うのですけれども、管理運営にかかわることはないというふうに考えてよいのでしょうか。アグリパーク運営協議会を解散し、新たな指定管理者に移行するということですが、アグリパークを解散すること自体は問題ないのですけれども、指定管理者制度は単なる業務委託ではなく管理の代行ですから、権限もあるかわり責任も重くなり、管理運営能力及びその力量が大きく問われることになると思います。

二つ目ですけれども、事業報告書の提出や情報公開は、これは条例どおりですから、わかりました。報告書の中身、項目には管理経費の収支状況も含まれているわけですが、町の監査の対象になりますか。また、管理運営の全般や事業報告書の内容について議会の一般質問の対象となるのでしょうか。

三つ目です。担当課と指定管理者制度移行を固めた、今後具体的に検討するということが、このことは順序が逆なのではないのでしょうか。方向性が定まったらスムーズに移行できるわけですから、その後移行すべきではないかと思うのですけれども、地方自治法第244条では公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは指定管理者に施設の管理を行わせることができると定めています。指定管理者制度になったら「もうもう」、「オガル」の設置の目的が効果的に達成できるということがはっきりしているのでしょうか。特に「もうもう」の加工研究施設としての役割について、地域住民が地場産の原料などを使って加工研究を深めて、特産品の開発や製造販売へと結びつけていけるような、そういう使い勝手のよいものになるのでしょうか。

四つ目です。課題を整理するということが、これはただ整理の段階では解決とは違うと思います。今課題となっていることはどんなことなのか、幾つか具体的にお知らせください。また、18年4月以降というふうにおっしゃっていますが、それまでに課題の解決の見通しはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 2点目の質問について、申しわけございませんでした。どのようにかかわっていくかということが情報公開のことを指しているというふうに判断いたしましたので、そのように読んだので、ちょっと質問の趣旨をとらえ違えていました。申しわけありません。指定管理者につきましては、行政にない民間のノウハウを最大限生

かして、効率、効果的に公の施設を運営していくという、そういう趣旨であるというふうに考えております。そういう面からいたしまして、指定管理者に移行後、町の関与については最小限にとどめながら、管理受託団体が最大限その能力を発揮できるような管理運営体制に持っていくというのが基本であろうというふうに考えております。

それと、3点目、4点目の方から回答させていただきたいというふうに思いますが、指定管理者に移行後、その効果が達成できるかどうかということでもありますけれども、町行政としては今後もさらに経費の節減、職員数の削減といったようなことで行財政改革を進めていくという中で、行政ができること、できる範囲というのも非常に限られていくという一方の問題があるというふうに思います。そういう中で、将来行政が直接的にこの施設を運営していくよりも、やはり地域にある民間の活力を活用していくということがはるかに効率、効果性が高いのではないかと判断をしているところであります。ただ、確実に見込めるかというご指摘について、ほかの指定管理者への移行を想定している団体と違しまして、この「もうもう」と「オガル」については新たな指定管理者、今まで管理していないところに新たに委託するか、あるいは新たな組織をつくっていくかというようなことになろうというふうに思いますので、不確定なところはあるかもしれませんが、基本的には先ほど申し上げたような認識に立って進んでいくということではないかというふうに考えております。

それと、課題整理について、先送りということにとらえられているかというふうに思います。担当課の一元化と、それから指定管理者制度を決める背景といたしましては、行政の中でも総務課、産業建設課、それぞれにおいて一定程度課題整理などしてきているところであります。お話のあった「もうもう」の加工研究施設についてでありますけれども、運営主体の問題は解決しておりますけれども、今後の運営に関してどのような利活用、開館時間であるとか、それに伴う人的な配置のあり方、これからそこで行っていくいろんな体験のメニューであるとか、あるいは特産品開発に向けたこの施設でできる支援といったようなことなどについては、担当課としては早い段階でも整理はしてきているつもりであります。ただ、現段階といたしましては、これから両課、あるいは新しい指定管理者を想定して議論を重ねていくところでありますので、詳細については述べにくいところがありますので、その辺についてはご理解をいただければと思います。

それと、2点目でありますけれども、事業報告書、収支状況等については町の監査の対象になるというふうに判断しております。もちろん指定管理者の運営等については一般質問の中でご議論いただくこともあり得るというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、町の関与は最小限にする、行政にはない民間のノウハウを生かして運営していく、また民間の活力を活用するというふうに述べられていますけれども、この施設は単なる集会施設とかレジャー施設と違しまして、運営するに当たってはかなり専門的

な知識、技術が必要とされるものだと思うのです。公募が見込まれない場合は団体と協議をしていくということですが、中頓別町内にあってさまざまな知識、技術、ノウハウを持ち合わせているという、私はやはり役場職員の方ではないかなと、そういう気がしています。指定管理者移行で住民の利便性とか住民へのサービスが今以上に後退しないように、十分検討がなされるべきだと思います。指定管理者制度への移行が本当に住民にとって、町にとって、またその指定管理者にとって利益になるのでしょうか。そこで、次のことを伺います。

一つ目、協定事項の中に本町が支払うべき管理費用に関する事項というのがありますけれども、「もうもう」、「オガル」についてはどれくらい予算をしていますか。4月からの移行ですから、金額的にもおおよそ見当がつくと思いますので、お知らせください。また、支払われた金額で足りない場合、つまり赤字のときにはそれを補てんすることになりますか。これ一つ目です。

二つ目、指定後3年で見直すということですが、そのとき引き受け手がなかったらどうなるのでしょうか、直営に戻すことはできるのでしょうか。法律では、管理業務を出資法人等へ委託している公の施設は平成18年9月までに指定管理者制度に移行しなければなりません。でも、直営の施設については廃止も含め総合的に点検とし、その結果指定管理者を指定するか引き続き直営でやるか選択するようになっていて、この場合は期限はありません。ですから、18年4月の移行にこだわることはないと思いますけれども、どうなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 本多さんに一応申し上げておきますけれども、前回は申し上げましたとおり、初めにそういった具体的な項目があれば、初めのうちに議長の方に具体的に出しておいてほしいと思います。そうでないとやっぱり答弁調整に時間がかかりますので、今後そういうことのないようにお願いをいたします。

小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 質問外だったかもしれませんが、現段階でさまざまな知識、技術を持っているのは役場職員ではないかということであったかと思いますが、行政の持っているノウハウとか知識を出さないということではなくて、指定管理者と行政との関係で支配的な関係になるようなことがあってはならないということでありまして、指定管理者と行政とは当然共同してその施設の管理運営を図っていくというのが基本であろうというふうに思っています。

管理費用についてでありますけれども、現段階といたしましては、17年度、「オガル」、「もうもう」それぞれに委託料を出しております。この費用については、切り詰めた形で出しておりますので、最低限必要な費用になってくるだろうというふうに思います。これに関連して、今は行政が管理主体として大きく事務的なところを担っておりますので、その分どのように今後やっていくのかと。それに関して費用が伴うのか伴わないのかというようなことを検証していこうというようなことを両課で申し合わせている段階でありま

す。

それと、費用が足りない場合赤字補てん、赤字という表現が適切かどうかというのはあると思うのですが、基本的に管理運営に必要な費用については当初にしっかり見積もって積算して支出するというのが基本であって、やった結果足りないから、それを補っていくというような考え方は基本的に持つべきではないというふうに認識しております。ただ、足りなくなった費用の原因などにおいて分析した上で、行政が担うべきものがあればそれは当然行政が担うというようなことではないかというふうに思っております。

それと、3年後の見直しでその後引き受け手がなかった場合と、制度的には可能なことであろうというふうに思っておりますけれども、現実的に先ほど申し上げたようにこれから行政としてもスリムに行財政改革をしていく中で、委託していたものを新たに直営に戻していくという考え方には立ちがたいというふうに考えております。実施時期についても、基本的には指定管理者制度のスタートに合わせて、それに向けて精力的に課題を整理して進めるというのが現段階としては持つべき姿勢であるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 大変申しわけありませんでした。

最後ですけれども、やはり難しい課題を抱えた施設ですけれども、結果として指定管理者に丸投げしたとか町が責任放棄をしたということにならないように、少なくとも運営が軌道に乗るまで町が責任を持って共同の運営に当たるべきだと思います。

また、今「もうもう」、「オガル」は都会にある施設のように民間事業者が参入して利益を上げられるような施設ではないと思いますので、多額の税金が使われている町民の財産でもあるわけですので、管理運営が軌道に乗るように、やはり町も責任の一端を持つべきだと思います。

質問の二つ目ですけれども、高齢者世帯等除雪支援事業の見直しについてお聞きをいたします。この制度ができてから25年がたっています。事業内容の見直しが必要ではないかと思えます。社会福祉協議会には除雪相談窓口も設けられましたが、この二つが住民にとって安心できる、頼りになる制度になっているかどうか疑問なところがあります。そこで、次の点について伺います。

1、事業の実施要項では支援対象世帯について、①、老人世帯（65歳以上）、②、心身障害者世帯、③、これに準ずる世帯となっており、施設入所世帯、扶養親族になっている世帯、住民税の所得割課税世帯は除いた上で、さらに民生委員協議会が認定した世帯という条件もあります。前段の①、②、③の条件に該当しても、なお民生委員協議会の認定が必要であるわけを伺います。

二つ目、民生委員協議会の認定という条件を除けば、支援事業の対象となり得る世帯はかなりの数になると思えます。支援の対象を広げて利用しやすくすることは考えられませんか。

三つ目、事業の目的は、冬期における住宅、屋根等の除雪作業を支援することによって

日常生活の不安を解消しとありますが、屋根の除雪、雪おろしは十分に対応できる状況ですか。

以上3点についてお伺いをします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんの2点目であります高齢者世帯等除雪支援事業の見直しについて、保健福祉課石川課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 最初に、ご質問の1点目でございますが、本要綱では老人世帯（65歳以上）、心身障害者世帯、その他世帯のほかに支援の特例等もありまして、決定に当たっては行政側のみでなく幅広い知識と地域の事情に精通した民生委員さんの意見を取り入れて決定をしております。

2点目のご質問なのですが、支援の対象については、現行制度で十分と考えております。また、利用につきましても今後も、本制度の趣旨を住民周知していきたいと考えております。

3点目でございますが、除雪支援の該当世帯については、玄関やベランダ、屋根等で必要な部分を本人の希望と民生委員さんの意見を取り入れて決定をしております。現在のところは支援世帯からの苦情等はないため、十分とは言えないまでも対応できているものと判断をしております。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

支援の特例等もあり、民生委員さんの意見を取り入れ決定しておりますということですが、この支援の特例というのがわかりにくい点であります。対象者を決めるに当たっては、もっと公明正大で透明性の高い方法でできないものではないでしょうか。除雪支援事業の対象となる条件ははっきりと定められているのですから、この条件に該当する世帯はすべて支援を受ける権利があると思います。しかし、予算の範囲内におさまるように初めから民生委員さんに任されているのではないかと思います。この方法では民生委員さんもお苦勞なさるでしょうし、多くの該当世帯の方々にとっては納得のいかない面もあるのではないのでしょうか。ですから、該当条件をはっきりと公に明らかに示した上で、申し込み制にすべきではないかと思います。支援対象世帯を初めから民生委員さんがピックアップするのではなく、条件に該当する希望者が申し込むという制度にすべきだと思います。その上で希望者多数の場合は、民生委員さんのご意見をお聞きするのがよいのではないかと思います。希望者申し込み制にできるかできないか。できない場合は、理由をお聞かせいただきたいと思います。

2点目ですけれども、支援の対象は現行制度で十分と答えられましたが、何かそれには根拠があるのでしょうか。また、屋根については支援世帯からの苦情はないから対応でき

ているとのことですが、今無料で支援を受けている人は苦情を言いにくい立場だし、支援の対象になっていない方からは、家の周りとはもかく、屋根で困っているという声が聞かれます。住民の要望、願いをどのように受けとめていらっしゃるのか、受けとめようとしているのか、首をちょっとかしげざるを得ません。第6期総合計画の策定に当たって、平成13年5月に町民アンケート調査が行われました。回収枚数1,907枚、回収率93.4%です。アンケートの設問中、あなたがこの町で暮らしていて日ごろ悩んだり困ったり、課題だと感じていることはどんなことですかという質問に対して、除雪など冬期間の暮らしに困っているという回答が368名から寄せられました。回答者の5人に1人です。また、ことし4月現在での高齢世帯、65歳以上の世帯は214世帯で、全世帯の約5分の1に当たると思います。このアンケート結果を受けて、実態をもっと詳しく調査されたのでしょうか。その調査の結果、何がわかり、どういうふうに使われたのでしょうか。第6期総合計画の16ページに、総合計画の基本は町民の悩み、課題、困難にこたえていくこと、いつもアンケートを振り返り、政策づくり、事業見直しに取り組む姿勢を持ち続けますというふうに明記されています。このアンケート結果を見て、実態調査をしないなどということは信じられないことですが、いかがでしょうか。

二つの点、希望申し込み制、それからアンケート調査の結果を受けて、この2点についてお伺いをします。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まず、1点目でございますが、対象となる条件だとか、すべて支援を受ける権利があるのではないのかということでございますけれども、あくまでも65歳以上を過ぎても健康な老人だとか、そういった支援を受けなくても自力でやっていけるような老人世帯もあろうかと思えます。1回目の質問に答えたように、毎年民生委員協議会で支援が必要な方々に対して決定をしているわけですが、その決定に当たりましては、該当する世帯、65歳以上につきましては4月の段階で214世帯あるわけなのですが、それら一覧を民生委員協議会に提示をいたしまして、その中で検討していただきまして、前年の検討結果を踏まえて、さらに対象者がふえているのか減っているのかということも当然議論した上で毎年決定をしておりますので、あえて申し込み制というものは私はやらなくてもよろしいのではないかなと思えます。長年引き続きやってきておりますので、やはり地域の事情に精通した民生委員さんの意見を幅広く取り入れて今までどおりやっていくのが最良なのかなと思っております。

それから、2点目の支援の対象、屋根等で困っているということで、アンケート調査はやったのかということなのですが、私も保健福祉課の方に来てすぐですので、これをやっているかどうか今ちょっとお答えできないのですが、アンケート調査以外に実態の調査ということですので、これも民生委員協議会が民生委員さんとして地域に幅広く、地域の事情等にも精通していると思われまますので、こういった意見もあったということで、私ども事務局としてはこれをやるかどうかということは持ち帰りまして検討して、やるものであ

れば早急にやっていく。それから、やっていなかったのであればやっていかなければならないのかなとも今思っておりますけれども、この点については私もアンケート調査については今までやったかどうかというのは把握しておりませんので、終わり次第回答したいなと思います。

○議長（石神忠信君） 2点目、内容違うでしょう。アンケート調査の結果についての意見が書いてあるのだけれども、それに対してどう考えているかということだったと思うのですけれども、質問と答弁がちょっと違うと思いますけれども、本多さんがもう一回質問したら。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、長年やってきているので、今までどおりやるのが最良かと思うという答弁がありましたけれども、何ということかなと思ってびっくりしました。この要綱ができてから25年たっているのです。それを続けてきて、25年間やってきたことを今までどおり続けていくのが最良なんていうのは、余りにも不十分だと思います。時代、周りの情勢、それから高齢化の状況も大きく変わっているわけですし、25年間やってきたものを繰り返し、繰り返し検討を加えてきて、それで今までどおりがベストであるということがわかったのであればそれでいいかもしれませんが、総合計画策定に当たってのアンケート調査の結果を見て、より詳しい実態を調査したかどうかよくわからないということですが、それも不十分なままに25年間やってきたとおりにやっていくなんていうのは信じがたいことです。

そこで、再々質問なのですけれども、お聞きします。一つ目です。今の答弁をお聞きしまして、これは高齢世帯の実態と要望をしっかりと調査することが必要だと思います。200世帯ほどですから、内容も除雪や冬の暮らしに限定すればお金をそれほどかけなくてもできるし、そういうときにこそ社会福祉協議会や民生委員さんにお手伝い、力をかしていただければできないことはないと思います。ぜひやるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

2点目ですけれども、今除雪支援事業を受けていても個人負担はないと思いますが、お金を払ってもよいから除雪をしてほしいという声はかなり聞かれます。総額約600万円の敬老祝金が今年度からなくなりました。これについてはやむを得ない面もありますけれども、それに充てられていた金額のせめて5分の1か10分の1でもこの事業に振り向ければ、同じ高齢者福祉という観点でそういうふうになればたくさんの方が助かると思います。また、予算の増額がどうしても難しければ、収入、所得に応じて一部有料化も検討して支援の対象を広げることができるのではないのでしょうか。住民税の所得割非課税が今対象となっていますけれども、所得割非課税とはいっても収入にかなり幅があるわけですから、ある程度の負担が可能な世帯もあると思います。

長くなって申しわけないのですが、三つ目です。除雪相談窓口が設けられていますけれ

ども、支援世帯の対象になっていない人が主に利用されるのかなと思いますけれども、それにしても利用が少ないように聞いています。きょうは大雪が降ったから、窓口にお願いすると、そういう形になっていると思いますけれども、それでは対応も大変かと思います。冬の初めにこしはお願いするというような形で申し込みをして、雪が降る都度お願いをしなくても済むようにすれば、頼む方も頼まれる方もよいのではないのでしょうか。

四つ目ですけれども、除雪ボランティアの方が支援事業も相談窓口も対応してくださっていると思いますが、要望に対応できる人数でしょうか。除雪は重労働ですから、ボランティアではできないと思います。除雪の引き受け手となる人にきちんとした報酬が支払われるように制度や仕組みを見直すことが必要だと思います。25年もたったこの支援事業の制度、いろんな面で見直しが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 関連質問でありますけれども、本当に質問が多岐にわたって、初めの質問と違う方向に向かっている部分がたくさんあるのでないかなと思います。こういう質問の仕方をされますと、私ども1回目の質問の要旨に回答しているわけでありまして、少なくともそれに沿った質問をしていただかないと、こういう場所で次から次へと質問が飛ぶということになりますと答弁はなかなかできない、私はそのように思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時09分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 再々質問にお答えいたします。

確かにこの制度につきましては25年程度経過をしておりますけれども、今細建さんが受けているようなことはその前までは峰友さんでやっておられました。除雪については、会社としては現在は平成7年から細建さんが引き継いでおりますし、除雪ボランティアにつきましても平成13年から6名の方々によってこれを実施しております。ですから、お金を払ってもよいという声が聞こえているということなのですが、1回目の定例会でこれはご質問にお答えしておりますけれども、6人のボランティアの方がおりますということと、回数もご報告をいたしております。あくまでもこれは無償ではなくて有償ボランティアでありまして、これは除雪相談窓口となっている社会福祉協議会がそういった方々の声を聞いて、除雪ボランティアの方々に依頼をして、除雪ボランティアの方々が依頼をした人と、時間的には1時間大体1,000円程度、重労働でございますので、1,000円程度ということでお引き受けしているのではないかと思います。ですから、今まで25年を経過

していても何もやっていないということではなくて、要綱の原則となる部分はこれで私は十分ではないのかなと申しているわけでございまして、その中身についてはやれることはいろいろやってきていると感じております。

ですから、1点目の高齢者世帯の要望調査等は確かに必要なのかもしれませんが、これは検討するといたしましても、2点目のお金を払ってもよいという声が聞こえてきているということについては、これはあくまでも無償ではございませんので、大きく雪が降ったような場合は個人のボランティアの方も、あるいは細建さんの方もお金をもらってでもやっていただける、現実にやっておりますので、これはそういう相談があれば受けていけるというふうに考えております。

ですから、4点目のボランティアの数にしても前回は答えておりますし、総体的には私の考えは今述べたとおりでございます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 今無償ではないと、1時間当たり1,000円程度というふうにお答えになりましたけれども、私が一部有料化すればと申し上げたのはボランティアの方の報酬。それは前から1,000円程度というのは、チラシも出されていますし、わかっています。それとは別に、除雪支援を受ける世帯です。今無料のところを一部有料化して、もっと対象を広げることができないか、今無料で除雪支援事業をやっているところは管内的にどうなのかよくわかりませんが、一部有料でもっと支援の対象を広げること必要ではないかというふうに考えていますけれども、この点どうでしょうか。ボランティアの無償ということではなくて、被支援世帯の一部有料化についてです。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、民生委員さんが本当に地域の実情を把握をした中で無償の除雪事業に該当する世帯等を決めていただいているわけがありますから、私は本当に生活困窮をしている人たち、100円でも200円でも出すことが難しいような世帯を民生委員さんの方で決定をして無償の除雪支援事業にのっけていただいているのでないかなと思います。そういう面からいくと、私は今やっている無償の制度はこれを継続していきたい、このように考えております。今本多議員さんが一部有料でもいいのでないかというお話がありましたけれども、一部有料でやっていただくのについては、除雪相談窓口にご相談していただいて、業者の人をお願いするか、または除雪ボランティアの人をお願いするかと、こういうようなことを選択していただければ私はいいいのでないかと思っておりますので、今継続をしている無償の制度については、地域の実情を一番知っている民生委員さんをお願いをして今後も無償で続けていきたいと、このように思っております。

○5番（本多夕紀江君） 質問の仕方が大変まずくてご迷惑をおかけして、申しわけありませんでした。

これで終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） それでは、ここで議場の時計で11時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

引き続き一般質問を行います。

受け付け番号2番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） それでは、私の質問を始めたいと思います。

平成19年4月の法人化に向け、受け入れに関し南宗谷福祉会と大筋合意したことは一歩前進と思います。そこで、今後予想される問題についてお伺いします。

まず、1点目、町では庁舎内に助役を座長とする天北厚生園法人化検討推進委員会を7月に設置しました。早速8月に第1回目の委員会が開催され、職員給与の取り扱い等を協議しているとのことですが、どのように調整されるようになったのか、まずお伺いしたい。また、法人職員になるための準備、資格取得などのためにどのような対策をとるのかお伺いいたします。

2点目、施設整備については、平成21年及び22年の2カ年で建設することが望ましいという答申が出ていますが、新築を想定しているのか、または既存の施設、これは例えなのですけれども、中高の寄宿舎等が平成20年に出てくるようなことになるのですけれども、そういったものを利用するような考えがあるのかどうなのか。

その点二つについてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 石井議員さんの天北厚生園の法人化について、天北厚生園の千葉園長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） まず、1番目の（1）の関係についてお答えいたします。基本的には南宗谷福祉会の給与規程に基づくこととなります。また、希望される職員におきましては、平成19年3月31日退職、4月1日南宗谷福祉会に新規採用となります。次に、職員の資格についてであります。基本的には指導職員として資格は必要ありませんが、利用者へのサービスの向上のためには介護士あるいはヘルパーの資格を取得することが望ましいことから、今後もヘルパー等の資格取得に向けて努力をしていきます。

次に、（2）であります。施設の移転改築についてであります。施設の老朽化が著しいことから、目標年次としている平成21年、22年に向けて努力をいたします。なお、現段階では新築か既存施設を利用するのかの判断はいたしておりません。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 1点目のことをございますけれども、1回目の法人化検討委員会が8月9日にされています。その中で職員給与の取り扱いについて協議事項として、それから南宗谷福祉会によりモデル案として示された内容の協議、それから今後の作業内容の検討、今後のスケジュールについて協議、確認。その中で、17年9月、施設の法人化に対する組合協議をしたいというようなスケジュールの内容になっているのですけれども、実際されたのかどうなのか、それをお伺いしたいということ。そのことをまずお伺いしたい。

それから、2点目の施設についてでございますけれども、多分望ましいのは新設が望ましいのだろうと思うのです。ただ、新設の場合、昨今の国、道の事情から、助成を受ける割合がかなり少なくなってきて厳しいというようなお話も聞いております。そこで、私が既存にある施設で利用できるものがあれば利用したらいいのではないかというふうなお話をしているわけなのですけれども、実際聞くところによると、大体概算ですけれども、施設をやるとすれば15億ぐらいかかるのではないかというような話でございます。それで、最大あれしても半分ぐらいの助成が受けられるのかというような感じみたいですが、そういった状況の中でどういうふうに検討委員会といいますか、その中で考えていくつもりなのか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） まず、作業内容の関係でありますけれども、前回の所管事務調査の中でもお答えいたしましたと思います。確かにこの中で17年9月、組合協議を行っていくということも記しております。しかし、その後選挙等もあり、おこなっているという事情でありまして、10月に入りまして早急に組合協議等も行っていきたいなということで考えております。

次に、施設の関係でありますけれども、国の補助等々においても非常に厳しいという状況も私どももいろんな施設の方からも聞いていることは事実であります。しかしながら、今現在は先ほど申し上げましたように新築でいくのか既存でいくのかということの判断はいたしておりません。なお、これにつきましても前回常任委員会の事務調査の中でもお答えいたしましたけれども、今後推進検討委員会の中で十分検討してまいりたいなというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 再々質問をさせていただきますけれども、私一番懸念するのは、今まで町営といいますか町立で、町の職員が今度は法人化によって法人の方に移行することになるのかなというふうに思うのです。そうした場合に、1回退職して、今度法人の方に新規採用ということでございますので、そのまま職員として退職までいた場合と変わって、今度法人の職員となってあれしていった場合にいろんな差が生じてくるのかなと。現

在でも恐らく給与やその点では差があるのかなというふうに思うのです。だから、1点目の組合の協議によるのだらうとは思いますが、なるべく多くの職員の皆さんに法人の方についていただこうとすれば、何らかの町としての措置、勸奨退職といえますか、そういった制度もありますしと思いますけれども、それ以外の点についてでも考慮しなければならぬのかなと。もしそういうことを考えるのであれば、近隣町村とかで事例があればそういったことも参考にさせていただきたいなというふうに思うものですから、その点についてお伺いしたいということ。

それから、2点目、よくわかります。これから検討だということはわかるのですが、私はいずれにしても入所者が不便だとか職員が大変なような施設ではまずいと思いますので、この点は新設あるいは既存のものを使うにしても十分検討していただきたいというふうに思います。最終的にはお金のことになるのかなと私は思うのです。新設でやってお金を出しても、既設のやつを改築、改修したりしてお金がかかってしまえば同じようなことになりますので、その辺の絡みはあると思うのですが、その辺十分検討されて、入所者にいい施設にしてほしいなというふうに思うものですから、この2点について。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私からお答えをいたします。

私どもも今天北厚生園で働いている指導員等の人たちが一人でも多く身分の異動をしていただきたい、このように考えておりますので、そういう関係も踏まえて、何らかの措置を検討していかなければならないのではないかなと、こういうように考えております。宗谷管内でも官から民へ移行した施設もありますので、そういうところの指導も受けながら私どもも今お話ししたとおり待遇の改善等を図りながら、一人でも多くいてもらう措置を今後検討していきたいと、このように考えております。

また、2点目の施設の関係でありますけれども、私どもも今総事業費をはじいているわけではありません。また、役場の建設当時と同じように15億円がひとり歩きしたら大変なことになりますし、どのぐらいでできるのかということはまだまだ先のことでありまして、今は法人化に向けて最大限の努力をして、一人でも多く法人の方に移行してもらうということを最大限の目標にしておりますので、その後施設の移転等の問題については新しい法人と十分協議をしながら、どういう方法論が一番財源的に楽で、そしてなおかつ合理的で経費も安く済むかと、こういうような検討をしていくことになろうかなと思いますので、もう少し時間をいただきたいなと、このように考えております。

○7番（石井雄一君） 以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて石井さんの一般質問は終了いたしました。

続きまして、受け付け番号3番、議席番号1番、星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、私から大きな項目で2点ほど質問させてもらいたいと思います。

まず、1点目です。行財政改革に伴う行政評価、事業評価制度の導入についてお伺いし

たいと思いますので、よろしく願いいたします。現在町の財政状況が逼迫していくし、住民ニーズは多様化していく中、限られた財源の中で住民満足度をいかに高めていくかが求められています。これからの自治体経営にとって、行政運営の透明性と説明責任を確保しながら政策実現に向けた質の高い政策形成、執行を進めることは極めて重要だと私は思っております。また、その中で事務事業の選択、改善を進めるとともに、事務事業の総点検を通して歳出削減に結びつけるためにも行政評価、事業評価制度を来年度から導入する考えがないか、まずお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 星川議員さんの行財政改革に伴う行政評価、事業評価制度の導入について、総務課小林参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 答弁させていただきます。

ご質問のとおり、行政評価制度につきましては重要な課題であるというふうに認識しております。現在進めております中長期行財政運営計画策定委員会、専門部会でありますけれども、その中でもその必要性について議論されているところでありまして、同委員会の答申にも盛り込まれるだろうことを想定して、早目に導入に向けた検討を進めていきたいというふうに考えております。ただ、行政評価に取り組むこと自体が小規模自治体の組織にとっては大きな負荷がかかるものでありますので、実施前に試行を実施する中で制度導入に当たっての課題や問題の整理を行っていかねばならないというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

今小林参事から答弁もらいましたけれども、私もこの間白老町さんとともに研修に行ってきたところで、このことが私は物すごく印象に残って、このたび質問させてもらったわけなんですけれども、その中でインターネットであるまちの評価システムなども入手いたしまして勉強しました。そこで、答弁の中で今後負荷がかかるので、要するに小さい自治体組織にとっては大きな負担がかかるということが述べられましたが、最初から精度の高い評価表を作成するものではなくて、まず手始めに事務事業、要するに一般事業と建設事業ぐらいはすべきだと私は思っておりますし、内部評価でなく外部委員から、要するに外部評価委員を設置し、町民から見れば行政の自己満足的な評価であると受けとめられる可能性があるから、私は町民または専門知識を有する人に評価委員を受けてもらいまして、そういう人方からの評価が信頼性の高い評価を行うという視点から必要だと私は思います。そこで、職員の意識改革やコスト意識、事業の廃止などもその中で検討なされるのでなからうかと思っておりますし、事業の優先順位が検討され、効果的、効率的な事業展開が今後なされるのではないかと思います。検討ではなく来年度からすぐ導入するといったようなお答えをもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、試行という形をとりたいというふうには考えておりますけれども、基本的には制度の内容等についてはこれから詰めさせていただきますけれども、来年度試行に踏み切っていくというふうにしていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） この点につきましては、早急に導入の方向に向けて努力してもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の町の公共施設のアスベスト改修工事等について質問させてもらいたいと思います。町の公共施設のアスベスト調査で町民センター大ホールステージで1.2%、小頓別小中学校校舎で3.9%の含有量が検出されたので、次の点をお伺いいたします。

まず、一つといたしまして、今後の両施設の改修の日程と経費はどのくらいになりますか。また、かかった経費は国で補てんしないかどうかをお伺いいたしたいと思います。

2点目、今後町民、または元町民からの健康被害などの問い合わせが来たときの対応策、要するに検査病院の紹介等がとられているかどうかをお伺いいたしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の町の公共施設のアスベスト改修工事等について、1点目については産業建設課の尾本課長から、2点目につきましては助役から答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 1点目のご質問にお答えいたします。

小頓別小中学校の校舎につきましては、アスベストを全面除去する方向で計画いたしまして、その工事費につきましては約3,000万円、工事期間は約7週間程度と見込まれております。しかし、施工業者の確保や関係機関への諸手続等の関係から、事業着手は11月になるものと思われそうですが、早期に発注、完了できるよう努めたいと考えております。町民センターにつきましても全面除去方法で計画しておりまして、工事費は約460万円でございます。なお、工事は同時発注といたしますが、小頓別小中学校校舎を優先的に実施したいと考えております。

次、経費の関係でございますが、現在のところ経費に対する国の補てんに関しては措置される見通しは立っておりません。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） 2点目につきまして私の方からお答え申し上げます。

健康被害等の問い合わせがあった場合は、町内、町外を問わず総務課住民グループが窓口となり、必要に応じて検査病院の紹介などに努めたいと考えております。なお、遠方からの問い合わせに関しては、北海道が各保健所にアスベスト被害や健康不安に関して健康

相談を開設しておりますし、医療機関の紹介をしておりますので、こうした情報の提供などに努めたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

本当に本町の財政が苦しい中、地域住民といたしましてありがたいことだなと思いますし、私たち山村留学を取り入れている学校ですので、今後とも地域ともども全力を尽くして、この3,000万に沿える努力をしていきたいと思います。

その中で、経費に対する国の補てんに関して見通しすらつかないという国の責任感のなさに私は憤りを強く感じております。その中で、工事期間中の安全性や作業が適正に行われているかについて、どのような機関が監督するのでしょうか、これをまず1点伺います。

それと、先ほどからも申されておりますが、質問の事項から少しそれますが、答弁ができるのであればしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。私アスベストのことで何日もいろいろと勉強させてもらったのですが、頭の中がパニック状態になって、アスベスト対策についてはいろんなことが、本当に住民にとっても大変な問題だなと思っております。その中で、確かに町の公共施設は調査済みであると伺いましたが、本当に漏れていないのか、隣の町のように病院のボイラー室等々から検査した結果採取されたという形跡もあります。今後とも絶え間なく調査、検査をしていてもらいたいと思います。

ここで、質問にちょっと沿わないかもしれないですけども、質問させてもらいたいと思います。一般住宅でも、インターネット等でアスベストのことについて調べたところ、いろんなことが浮かび出てきました。一般住宅でセメント板、屋根用の化粧スレート、それとか屋根材、それから外装材、内装材など多量に建材として使われていますし、家電製品、ヘアドライヤーとか、昔ありましたあんか、それとか自動車、自転車等のブレーキランニングや接着剤、ペイント剤などと本当に多様に使用されております。また、持ち家などの解体や処分の方法が今後大変な問題になるのでなからうかなと思っております。例えばこれらを取り壊す際に、対策として行政として指導をどのように考えておられますか。また、解体された建材が家庭ごみとして排出されるおそれがありますが、どのように対処されますか。環境省あたりから各自治体に通知、要請は来ていませんか、お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 監督機関等の関係ですけども、宗谷支庁への届け出、それと稚内労働基準監督署へ作業の工程等の一覧を提出してからでなければ工事にかかれないう状況にあります。特に稚内労働基準監督署の作業工程等の許可の期間が2週間程度必要とされておりますので、その中で十分安全に作業できるような工程をもって除去作業をしていきたいと、このように考えております。

また、2点目の調査の関係でございますけれども、公共の建物については一通り調べて

おりますけれども、今のところはそのような該当が見当たりません。そのほかに、一般の関係でございますけれども、一般の建物につきましては500平米以上の建物で50平米以上の吹きつけが指標とされておりますけれども、現段階で調査したことにつきましては該当の建物につきましては調査の段階でないということでございます。

次に、一般住宅等の解体につきましては、ことし8月から解体する業者につきましては危険物安全主任講習の受講済み者が作業にかかわることが義務づけられております。これにつきましては、町内の建設協会を通じて早急に主任講習を受けていただくようお願いしているところでございます。解体するに当たりまして、主任者の講習、町としてもその書類等について確認をとりながら今後監督していきたいと、このように考えております。

(何事か呼ぶ者あり)

○産業建設課長（尾本導弘君） 申しわけございません。

先ほど申し上げました危険物等の主任技術者は、環境省からの通達によるものでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） それでは、再々質問に入らせてもらいます。

今いろいろと問題点を私が申し上げました一般家庭等々ですけれども、そこで町民に対して、どのようなことをチェックしたらいいのか、どういう見方をすればいいのか、要するにどこにどのように相談に行けばいいのかといったことをわかりやすく説明したパンフレット等を作成する考えはないか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 助役。

○助役（矢部守世君） お答え申し上げますけれども、アスベスト関連に係る健康被害の問題でありますけれども、特にアスベスト関連の施設を利用していた人たち、特に今回は小頓別小中学校あるいは町民センター等々が挙げられたわけですけれども、そういったところで日常的に生活されていた方については、まず第1次的に地元の病院で検査をしていただくということでお勧めをしております。それ以外の方たちについては、一般的に言われておりますのはアスベスト関連の業種にかかわっていた産業的な部分での問題が今新聞紙上で大きく取り上げられているところであります。そういった業種については、中頓別町内においては今のところないと、過去にもないというふうな判断をしておりますので、改めて周知はしておりませんが、今後健康被害がもし仮に町民の方、あるいは元町民の方たちも含めて自覚症状も含めて心配であるということが問い合わせがあれば、私どもの方で道で指定している医療機関についても承知しておりますので、そういった医療機関をあっせん、紹介しながら努めていきたいというふうに思っています。

町民に対するPRの関係でありますけれども、それについても内部的にこういった形で周知すればいいのかということについて検討させていただきたい。ただ、言えることは、余りにも危険性をあおるような周知の仕方というのは避けていかなければならないだろうというふうに思っています。そういったことでは、正確にお知らせをしなければならない

だろうというふうに思っております。そういったことで、内部的な検討も含めて町民に幅広くお知らせする手段を検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○1番（星川三喜男君） 今の助役さんの答弁の中で余りあおることのないようにと申しましたけれども、私はアスベストのことについていろいろな機関等々から情報を得ながら勉強しました。先ほど来から言っていますように家庭的にも問題な点が多々でなかろうかなと思います。そこで、最後に申し上げますが、アスベストの問題は30年以上前から、少なくとも国の機関が1986年度に、多分大阪府だと思うのですけれども、大阪府で中皮腫の被害を確認して以来19年間も対策を怠ってきたことに、先ほども言いましたけれども、大きな責任があると私は思います。私は、小中学校にアスベストが使用されている地域出身の議員として、この問題を簡単に片づけるわけにはいかないと思っています。今後多発すると考えられる健康被害、それらを予防するための対策は企業、国の責任において実施されるべきと私は考えておりますが、具体的には多分各自治体にそれらの業務を任せられるのでなかろうかなと思っています。そこで、私は議員各位の賛同が得られれば将来にわたり国、企業が責任を持ってアスベスト対策に万全を期すよう、近く意見書を提出したいと考えております。

その決意を申し上げまして、私の質問を終わらせてもらいたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（石神忠信君） 以上をもちまして星川さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にして、午後1時からまた一般質問を再開をいたしたいと思います。

それでは、午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を行います。

受け付け番号4番、議席番号4番、柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、まず初めにグループ制導入に伴う評価についてお伺いいたします。庁内、課内の縦横の連携や迅速な意思決定、柔軟かつ弾力的な組織運営等の利点があるということの理由から、昨年10月の機構改革によりグループ制が導入されました。その後1年を経過しているわけですが、1年を経過してグループ制をどのように評価されているのか。また、1年を経過してこのグループ制での弊害や問題点などがあるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員さんの1点目のグループ制導入に伴う評価について、矢部助役より答弁をいたします。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） それでは、私の方からお答え申し上げます。

財政環境が厳しく、大幅に職員数を削減していく流れの中で従前の係制度で対応していくことはできないと判断し、将来に向け早目に対処する目的でグループ制を導入しています。導入に当たっても所管事務をそのまま移行し、職員の異動も最小限にとどめるなど、混乱が生じないことに最大限配慮してきました。これまでのところ、グループ制の長所を十分に生かし切っているとは言えませんが、内部的には大きな問題もなく現在まで推移していると判断しています。今後、さらに事務事業の見直しとあわせ職員数を削減していかなければならず、グループ制本来の効果に期待していくことになると考えています。

弊害としては、やはり住民にとって窓口がどこかわかりにくいという点があります。来庁者に対しては、入り口の案内板やカウンター表示でわかりやすいように工夫したほか、窓口で迷っている方がいる場合近くにいる職員が声をかけるよう心がけるなどしています。今後もさらに住民の皆様にご不便をおかけするようなことがあれば、ご迷惑をかけないよう改善に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） それでは、再質問いたします。

今の答弁の中に、職員の削減に伴ってグループ制が導入されたと、そういう物理的な要素というのは私も十分理解しております。ただ、このグループ制を導入するときに、今までの弊害といいますか問題であった担当者がいないと事が進まない、グループ制を導入することによって担当者がいなくても対応できるようにしていく、あるいはなるのだというふうなお話があったというふうに記憶しております。私の質問にありましたように迅速な意思決定、柔軟かつ弾力的な組織運用というのが答弁の中には内部的な大きな問題もなくというふうにあります。確かに問題がなかったのか、あるいは問題を問題意識としてとらえていなかったのかという点について、十分ではないという答弁の文言もありますが、そこら辺についてどうなのかなというふうに私は思っています。時としてエアポケット的に担当者はだれなのだろうというようなときが今までの中にも二、三回あったので、そうするとこれがグループ制を導入することによって担当責任者があいまいになったりしているのかなと、印象として私はそう思ったので、その点についてどう考えておられるのか。

今回評価として矢部助役から答弁いただきましたけれども、矢部助役がトータル的に庁内を見てこういう判断をされているのか、あるいは一応の評価をそれぞれの部署に問題点なりというものがあるのかなという意見を聞きながらこの答弁書が出されたのか、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、本来の効果、あるいはこれからの対応という面では、当初私がグループ制というものを聞いてイメージしていたのが横断的なグループ制というのが取り入れられてく

るのだろうなというふうに、これは私が勝手にそう思ったのですが、今までも「もうもう」、「オガル」に対してはこれで一元化するので、これからなのでしょうけれども、今までは総務と産業建設が持っていた。それから、鍾乳洞開発については、産業建設と教育委員会が担当している。それから、中高の施設利用等については、事務局が総務課と教育委員会である。作業部会が入ればこれに産業建設と保健福祉が入るのだけれども、この問題に対して横断的なグループ制とかスタッフ制というものが取り入れられるのだろうなというふうに私は思っていたのですけれども、現段階においてはそこまでは至っていないのかなと。横の連絡、連携はとっているのだろうけれども、スタッフ制的な、そしてそれによる担当責任者、チームリーダーみたいなものが設けられるのではないかなと思ったのですが、この点について今後私はそういう流れで、一つの問題に対して部署がまたがるときにはそれらをそれぞれ担当される者が出されて、しっかりしたグループ制、スタッフ制と言った方がいいのかな、そういう形を取り入れていくべきだというふうに思うのですが、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 矢部助役。

○助役（矢部守世君） ご質問に的確にお答えできるかどうかわかりませんが、不足している部分があればまたご指摘をいただきたいなというふうに思います。

まず、担当者、従前の係制からグループ制への移行に伴ってそれぞれの担当段階がどう明確になってきたのかということのご質問もありました。その中で全体的に言えることは、ようやく1年たとうとしております。その中で長年なじんできている係制からグループ制に移行したわけですが、まだまだ職員としてその目的、効果というものが十分生かし切れていないというふうに思いますし、また私どもといたしましてもその辺の指導やいろんな意見交換等の不足もあろうかなというふうに思います。そういった意味では、本来的なグループ制の効果というものにもう少し時間がかかるのかなというふうに思います。私の答弁の中にありましたけれども、庁内の意見反映というのはどの程度把握しているのかということでもありますけれども、このことについての職員からの意見というのはとりたてて聞いてはおりません。ただ、日常的に事務事業を進めていく中で、私ども理事者も含めて各課との事務協議がありますけれども、その中で少しずつ効果としてあらわれてきているだろうというふうに思いますし、まだまだグループ制の戸惑いがありますけれども、少しずつなじんできているのかなというふうな感触を得ております。

また、横断的なグループ制あるいはスタッフ制のかかわりでありますけれども、どうしてもそれぞれの施設あるいは事業、事務等の関係で所管課がまたがっていることも多々あるわけであります。そういったことでは、従前と同じようにそれぞれの課あるいは組織が協議をしながら進めていっているというのは間違いなく従前と余り変わらないということでもありますけれども、その中で主従の関係は当然あります。どちらが主管して、どちらがサポートしていくのかということもあろうと思います。そういった意味では、今後グループ制、もう少し時間をかけながら、いかに住民サービスが向上できるような事務体制をつ

くり上げていくかということについてそれぞれ職員とも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。当初に申し上げましたけれども、職員数の削減ということが大きな目的の中でやらざるを得ないというような状況もありましたけれども、それを前面に出してということではありませんので、あくまでも町民のサービス向上に向けてよりよい行政システムということで導入したシステムでありますので、今後もこれらの効果を十分発揮できるように私ども職員一丸となってこの制度に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） できてようやく1年ということなので、この時点で私も完璧なものということとはどだい難しいのかなというふうに思います。ただいまの助役の答弁で、よりよくというお話がありましたので、先ほどの星川さんの行政評価等の問題もありますが、どこかの時点で評価をしながら、またより前進させていくということがより大切で、これからまた職員数が減ってくればより一層そういうことが求められてくると思いますので、これからもよりよくグループ制が活かされるようにご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、続いて、2番目の中頓別農業高校寮生への支援についてお伺いいたします。ことし8月に道教委による中頓別農業高等学校の生徒募集停止が決定され、来年度以降の入学生が入らないこととなります。このことによって、現在もうそれほど多くない生徒が卒業するたびにその分が少なくなっていく。今までも校長あたりが昨年、一昨年あたり、道教委等の予算削減によって学校維持費等についても100万単位でことしは削られて、それで対応していかなければならないというように学校そのものの維持にも苦慮されておりました。ただ、学校については道教委との絡みがあるので、道教委の対応というのが最優先されるのですが、寮においてはそういう道の対応というのはない独立採算制的な要素がございます。18年度になりますと今の3年生が卒業されて、在校生が24、19年度には14、そのうち地元の子供を除けば12前後の寮生に最終年度はなる。今までも未収未納等の問題があって、食材がぐんと悪くなったというような問題もあって、このように生徒数がどんどん減ってくれば寮の運営等についてもかなりの支障が出てくるだろうと。当町においても積極的に生徒募集を行ってきた経緯があるので、寮生の保護者にこれ以上の負担をとというのはやはり問題があるかと。そういうふうに負担が出た場合には、やはり流れとして当町としても万全の支援を続けるべきだというふうに考えますので、その点についてお考えをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 中頓別農業高等学校寮生の支援について、私からお答えをいたします。

今ご指摘のとおり来年度から生徒募集ができないわけでありますから、寮生が年々減少していくと。それに伴って、寄宿舍の運営にも大きな支障を来すことが間違いなく予想さ

れると思います。私どもも学校と十分協議を行いながら、できるだけ保護者の負担の増加にならないような方向で支援を検討してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 今は月額2万5,000円の支援をしておりますけれども、生徒数が減れば総額的な町の負担というのもそれだけ少なくなるわけで、少ない、緩くない予算ながらも今まで支援してきた、その範囲内で、あと学校側との協議だと思っておりますけれども、極力というよりは、これ以上の負担を保護者から取らないような方向でぜひ検討していただきたい。

一つ、関連があるかどうか少し問題があるので、もし答弁がいただけたらということで質問させていただきたいと思っております。今まで中高存続ということで生徒募集を続けてきました。管内中学校はもとより、旭川、札幌の全中学校に中高の現状を説明しながら募集を行ってきたわけです。このことに対して、中高の現状、あるいはその募集熱意というのは今申し上げた中学校にはご理解をいただいて、募集に関しては大変な協力をいただいて今日まできているというふうに私は思います。残念ながら募集停止になったわけですが、今まで寮生を含めて募集にご協力いただいた管内はもとより札幌、旭川の中学校に対して、募集停止までの経緯、あるいは現在までの協力に対して感謝の意を伝えるということもあわせて必要なのかなというふうに私は思います。これは、まことに申しわけありませんが、質問の項目にはない項目なので、もしお答えいただけたらということでお伺いしたいと思っておりますが、議長、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 今質問ありましたけれども、私どももそういうことを検討している最中でありまして、特に在校生がまだいる学校等については当初募集に言った条件等を今後も在校生がいる間私どもが責任を持って支援をしていきますというようなことも含めて礼状を出していきたいなど、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 以上で質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて一般質問は全部終了いたしました。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時19分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、議案第1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

今回は、さきの第2回定例会で議決いただいた中頓別町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、本町公の施設のうち指定管理者に管理の代行を行わせることができるとする関係施設の設置条例の一部改正、個別条例の一部改正のほかに、指定管理者の導入規定はありませんが、平成15年9月、地方自治法の改正により指定管理者制度導入とともにそれまでの管理委託制度が改められたことに伴い、関係条文の改正が必要となったため、一括条例で改正しようとするものであります。

この一括条例で改正する条例は、中頓別町地域振興集会施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町まちづくり活動支援センターの設置及び管理等に関する条例、J R天北線転換促進関連施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町多目的集会施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町創作活動施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例、中頓別町ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例、中頓別町営寿スキー場設置条例、中頓別町テニスコート設置及び管理等に関する条例、中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例、中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例、敏音知コミュニティセンター設置及び管理等に関する条例、中頓別町公衆浴場設置及び管理等に関する条例、中頓別町一般廃棄物埋立処理施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町農業体験交流施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町営牧場設置及び管理に関する条例、中頓別町南天北国営草地の設置及び管理に関する条例、ピンネシリふれあい広場の設置及び管理等に関する条例、中頓別町ピンネシリ温泉宿泊施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園の設置及び管理等に関する条例、22本の条例であります。

これらのうち指定管理者制度導入に必要な関係条例の改正については、中頓別町青少年宿泊研修センター設置及び管理等に関する条例、中頓別町ふれあいスポーツ広場設置及び管理等に関する条例、中頓別町営寿スキー場設置条例、中頓別町テニスコート設置及び管

理等に関する条例、中頓別町ゴルフ練習場設置及び管理等に関する条例、中頓別町寿パークゴルフ場設置及び管理等に関する条例、敏音知コミュニティセンター設置及び管理等に関する条例、ピンネシリふれあい広場の設置及び管理等に関する条例、中頓別町ピンネシリ温泉宿泊施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町山村交流施設の設置及び管理等に関する条例、中頓別町営公園の設置及び管理等に関する条例、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園の設置及び管理等に関する条例で、13本であります。残り9本は、冒頭で申し上げましたとおり指定管理者の導入規定はありませんが、平成15年9月、自治法の改正により指定管理者制度導入とともにそれまでの管理委託制度が改められたことに伴い、関係条文分の改正が必要となったため、一括条例の中で処理するものであります。

議長、中身の説明はする必要がありますか。

○議長（石神忠信君） 中身は、特別委員会に付託する予定ですので、そのときに。

○総務課長（安積 明君） 概略についてご説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（石神忠信君） 概略について説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思いますけれども、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件は、会議規則第39条第1項の規定により行財政改革調査研究特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件は、行財政改革調査研究特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま行財政改革調査研究特別委員会に付託しました議案第1号 指定管理制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件については、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 指定管理者制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件については、閉会中の継続審査にすることに決定しました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、産業建設課柴田参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課参事。

○産業建設課参事（柴田 弘君） 議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

今回の指定管理者制度の導入に伴いまして公の施設の検討を行った結果、この施設については乳牛共進会等の酪農、畜産関係の利用が主であり、普通財産に変更して今後管理することが適当と判断したため、新たに普通財産としての条例を制定するものであります。

本文については58ページに記載されておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑がないようなので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定の件は、行財政改革調査研究特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定の件は、行財政改革調査研究特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま行財政改革調査研究特別委員会に付託しました議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定の件は、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町畜産総合施設の設置及び管理に関する条例の制定の件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第3号 工事請負変更契約の締結について（町道上駒松音知線道路改良工事（1工区））を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 工事請負変更契約の締結について（町道上駒松音知

線道路改良工事（1工区）につきましては、産業建設課尾本課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第3号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

平成17年5月13日開催の第3回臨時会で議決いただきました町道上駒松音知線道路改良工事（1工区）の設計変更に伴う請負契約の金額の変更でございます。変更の内容につきましては、のり面の掘削整地後張り芝施工中、7月末の降雨等によりまして湧水が原因で表面の一部に地すべりが発生したところでございます。それにつきましては、暗渠排水処理等を施した上で、宗谷支庁建設指導課及び稚内土木現業所道路系の現地指導を受けながら、さらには北海道と協議をしたところでございます。その中で、張り芝工1,600平方メートルを減じまして、暗渠工とビニールシートによる覆いを追加して最小限の工事として、本工事につきましては未完成のまま終了するものでございます。平成17年第1回定例会での予算で本路線の事業が今年度で完了する旨のご説明を申し上げたところでございますけれども、今後こののり面の地形変状を観測しながら対策工法の検討を行い、平成18年度において改良事業から交付金事業の補助事業として対策を検討していきたいと思っております。

それでは、本文を朗読させていただきます。工事請負変更契約の締結について。

町道上駒松音知線道路改良工事（1工区）の請負契約を次のように変更する。

議決年月日及び議案番号、平成17年5月13日、議案第1号。内容、事項名、契約金額の変更でございまして、変更前7,696万5,000円から136万5,000円を減じまして、変更後7,560万円とするものでございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 今の説明にあったとおり、本年度で終了するはずだったということで、その後の説明、18年以降の説明がされたのですけれども、中身がよくわからないので、もう少しかみ砕いて説明していただけたら助かります。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） お答え申し上げます。

のり面の地すべりの関係でございまして、今後ののり面の地形変状を観測しながら、どのような工法で地すべりが起きないか来春まで調査を行いまして、その中で工法等を検討し、補助事業で施工していく。内容については、どのような方法でのり面の地すべりを防いでいくかというのを今後これから十分調査して行って、内容を検討していきたいと、このように考えております。

(何事か呼ぶ者あり)

○産業建設課長(尾本導弘君) 済みません。

のり面の施工については、完了したわけではございません。地すべりを少しでも抑えるために、ことしの工事につきましてはビニールシートで覆って地すべりを防いでいく方法、来年度につきましてはそのビニールシートをはがして、どのような方法で施工していったって維持できるのか、その点を十分調査しながら設計をしていきたいと、このように考えております。

○議長(石神忠信君) 柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) 来春までに調査してということですから、完了という見通しというのは現段階ではまだつかないというふうに判断してよろしいのですか。

○議長(石神忠信君) 尾本産業建設課長。

○産業建設課長(尾本導弘君) 完了につきましては、18年度にすべて完了したいと考えております。この工法等につきましては、道の指導と設計業者の指導をいただきながら18年度で完了の予定をしているところです。

○議長(石神忠信君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

○議長(石神忠信君) 休憩前に戻り会議を続けます。

ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 工事請負変更契約の締結について(町道上駒松音知線道路改良工事(1工区))について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 工事請負変更契約の締結について(町道上駒松音知線道路改良工事(1工区))は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第5号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第17、議案第4号 中頓別町道路線の廃止の件及び日程第18、議案第5号 中頓別町道路線の認定の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 中頓別町道路線の廃止について、議案第5号 中頓別町道路線の認定について、2本とも一括して産業建設課尾本課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第4号 中頓別町道路線の廃止について、議案第5号 中頓別町道路線の認定について、一括ご説明申し上げます。

なお、説明の前に、大変申しわけございません。4号、5号の差しかえをお願いしているところでありますので、後日配付になりました議案によりご説明申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。本件につきましては、市街地整備計画に盛り込まれております1条通り線の改良計画の変更でありまして、1条通り線全線、北碓石油株式会社スタンドから歯科診療所までの区間が通学路でもあります。交通量、交通安全上から改良を優先すべきものと考えましたが、この路線だけでは延長が短く補助事業としての改良が難しい状況にありますので、北碓石油スタンドから歯科診療所、道道中頓別停車場線の一部を重複区間といたしまして、郷土資料館から日笠寺を経て10丁目線までを1条通り線として認定をしていただき、18年度から21年度までの計画で補助事業により実施しようとするものでございます。また、1条通り線の北碓石油株式会社スタンドから米田商店までの1条通り線を1条仲通り線に改めまして、2路線名を改めるものであります。またさらに、地籍調査によります起終点地番の変更も含めまして、この2路線を一たん廃止をいたしまして、再度新路線として認定をお願いするものでございます。

路線の場所につきましては、さきに配付させていただきました廃止、認定路線の位置図のとおりでございます。

それでは、本文を朗読させていただきます。議案第4号 中頓別町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり廃止する。

整理番号96、路線名、1条仲通り線、起点、字中頓別36、終点、字中頓別413-2、延長226.00メートル、用地幅員、最大9.70メートル、最小9.70メートル。整理番号97、路線名、1条通り線、起点、字中頓別18-32、終点、字中頓別177-1、延長808.90メートル、用地幅員、最大14.54メートル、最小8.00メートルでございます。

次に、議案第5号 中頓別町道路線の認定について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり認定する。

整理番号96、路線名、1条通り線、起点、字中頓別413-2、終点、字中頓別172-1、延長871.26、用地幅員、最大13.09メートル、最小、8.32メートル。整理番号97、路線名、1条仲通り線、起点、字中頓別413-1、終点、字中頓別

18—45、延長196.04メートル、用地幅員、最大14.45メートル、最小、5.35メートル。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 中頓別町道路線の廃止及び議案第5号 中頓別町道路線の認定について一括採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町道路線の廃止及び議案第5号 中頓別町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、安積総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6,787万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,588万5,000円とするものであります。

第2条では地方債の補正で、既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」により定めているものであります。

3ページをお開きいただきます。第2表、地方債の補正であります。補正内容は、辺地対策事業で限度額を6,190万円から6,730万円に、過疎対策事業では限度額を3億8,520万円から4億1,140万円にそれぞれ変更するものであります。内容です。辺地対策事業では、秋田地区直轄明渠排水事業の繰上償還に伴うもので、償還額592万

991円のうち辺地対策事業債で540万円を充て、残り52万991円を一般財源を充当するものであります。過疎対策事業では、国営草地開発事業、南天北の一部繰上償還に伴うもので、償還額3,282万6円のうち2,620万円を過疎対策事業債で充て、残り662万6円を一般財源を充当するものであります。起債の方法、利率、償還に変更はありません。

次に、事項別明細書、7ページであります。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に200万円を追加補正、内容は旧消防庁舎ホース乾燥塔の解体で110万円、寿の職員住宅屋外排水工事で90万円を15節に計上したところであります。

5目企画費では、既定額に86万5,000円を追加、内容は中頓別農業高等学校施設等利活用推進協議会に係る経費で、アドバイザーの報償費、関係機関などへの要請活動旅費、パンフレット印刷経費、合わせて86万5,000円を計上したところであります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費では、既定額に341万5,000円を追加補正、内容は平成16年度知的障害者施設訓練等支援費等道負担金精算に伴う返還金として122万4,000円、同じく身体障害者保護費道負担金精算に伴う返還金として9万5,000円、同じく身体障害者保護費国庫負担金精算に伴う返還金として12万2,000円、同じく障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金精算に伴う返還金として197万4,000円を計上いたしました。

次に、6款農林水産業費であります。1項農業費、2目農業振興費では、既定額に6,095万2,000円の追加補正、内容は中山間地域等直接支払制度交付金として3,273万1,000円を計上、負担割合は国2分の1、道、町がそれぞれ4分の1であります。対象農用地面積は平成16年度面積で、交付金額は前年度の8割、1ヘクタール当たり1万2,000円としております。23節では、地方債補正で説明しましたが、国営秋田直轄明渠排水事業、国営草地開発事業の繰上償還金、合わせて2,822万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

7目担い手育成総合支援協議会費は、新規に12万1,000円を補正するものであります。担い手総合支援事業は、地域担い手総合支援協議会を設置し、地域の課題に応じた総合メニューの選択などを通じ、担い手に対し重点的、総合的な支援の実施を可能とすることにより、地域の実情に即した農業構造の改革の活性化を図るものです。従来 of 経営基盤強化促進事業にかわる制度で、補助率は定額6万円、2分の1補助で、関係経費として旅費、需用費、役務費を計上するものであります。

次に、2項林業費は補正額はありますが、各節における計上額の調整を行うものであります。

9ページになります。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費は、10万6,000円を追加補正、内容は20節扶助費で就学奨励費8万円、特殊教育就学奨励費3万円をそれぞれ追加、高度へき地修学旅行費を4,000円減額。

3項中学校費では、19節青少年研修交流事業補助金を実績に基づき30万6,000

円減額、20節扶助費では就学奨励費6,000円を減額、特殊教育就学奨励費を14万5,000円計上したところであります。

13款諸支出金であります。10ページです。2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金は、既定額に58万円を追加補正、内容は28節の繰出金で介護保険事業特別会計の総務費の旅費、備品購入費、趣旨普及費に充当する分として58万円を繰り出すものであります。

歳出合計、既定額に6,787万2,000円を追加補正し、総額を37億1,588万5,000円とするものであります。

次に、歳入、5ページをごらんいただきます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目教育費国庫補助金は、既定額から18万7,000円を減額、内容は、就学援助費補助金は17年度から一般財源化されたことから28万6,500円を減額、特殊教育奨励費では小中学校でそれぞれ1名の対象者増により10万円を追加、差し引き18万7,000円を減額するものであります。

15款道支出金、2項道補助金、3目農林業費補助金では、既定額に2,460万7,000円を追加補正、16節では中山間地域等直接支払制度補助金、国2分の1、道4分の1、合わせて4分の3分として2,454万7,000円を計上するものであります。17節では、担い手総合支援事業補助金として定額、2分の1を計上。

16款財産収入、2項財産売払収入、4日出資証券売払収入では、新規に15万円を計上、内容は北海道土地改良事業団連合会脱会に伴う出資金の払戻金であります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、既定額に582万6,000円を追加補正。

20款諸収入、3項雑入、2目過年度収入は、新規に587万6,000円を計上、内容は1節で平成16年度老人保健事業費道負担金精算分、同じく老人保護措置費道負担金精算分として合わせて63万6,000円を計上、2節では平成16年度老人保護措置費国庫負担金精算分、同じく児童手当交付金精算分として合わせて524万円を計上。

21款町債、1項町債、1目辺地対策事業債540万円の追加補正、2目過疎対策事業債では2,620万円の追加補正、内容は歳入、地方債の補正で説明しておりますので、省略をさせていただきます。

歳入合計、既定額に6,787万2,000円追加し、歳入総額を37億1,588万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 7ページの歳出、2款の5目9節旅費、普通旅費50万6,000円追加になっておりますけれども、この内容について説明をお願いします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 中頓別農業高校の施設利活用の協議会を立ち上げました。そのため要請活動旅費、札幌あるいは東京の関係旅費であります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑ないようなので、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成17年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 日程第20、議案第7号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第7号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第7号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から10万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,086万7,000円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から10万4,000円を減額し、4,086万7,000円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容といたしましては、8節報償費18万5,0

00円の減額、これは臨時職員1名が退職したことにより不用が生じたものです。18節備品購入費5万9,000円追加、ファクスが故障いたしまして、何回か修理したのですが、修理不能で業務に支障を来すことから、新規購入するものです。19節負担金補助及び交付金2万2,000円の追加です。内容といたしましては、オートマチック2輪限定免許導入制度に伴い、指導員2名分の2輪指導員追加資格のための補充講習受講負担金でございます。

したがいまして、歳出合計、既定額から10万4,000円を減額し、4,086万7,000円とするものでございます。

続きまして、3ページの歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額から10万4,000円を減額し、3,922万9,000円とするものであります。1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。内容としましては、1節の自動車学校授業料で大型特殊1名分減としまして10万4,000円の減額です。

以上、歳入合計、既定額から10万4,000円を減額し、4,086万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 平成17年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第8号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第8号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課尾本課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 尾本産業建設課長。

○産業建設課長（尾本導弘君） 議案第8号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出の合計を1億841万8,000円とするものでございます。

5ページの事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。1款水道費、1項総務費では、153万3,000円を追加するものでございます。

1目一般管理費では、27節の公課費で水道事業特別会計の中間消費税の分として126万5,000円を追加するものでございます。この消費税につきましては、平成16年度分の確定に伴う追加でございます。

2目財産管理費では、26万8,000円を追加しまして総額1,664万1,000円とするものでございます。12節役務費では旭台浄水場のアスベスト検査手数料で2万円、15節工事請負費では町道2条通り線給水管の移設工事で24万8,000円、それぞれ追加するものでございます。

2項公債費、2目利子では、既定額に5,000円を追加し、利子総額を2,292万円とするものでございます。23節償還金利子及び割引料で5,000円の追加でございます。

歳出合計、既定額に153万8,000円を追加しまして、歳出合計を1億841万8,000円とするものでございます。

次に、4ページの歳入についてご説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料では、既定額から28万8,000円を減額し、7,085万9,000円とするものでございます。1節の現年度分で44万1,000円の減額、2節の滞納繰り越し分で15万3,000円の追加でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、既定額に163万6,000円を追加しまして、繰越金合計額263万6,000円とするものでございます。この繰越金を今回追加することによって16年度分の全額を計上したところでございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入では、既定額から5万7,000円を減額し、40万8,000円とするものでございます。これにつきましては、量水器の取りかえ工事の台数の減によるものでございます。

2目弁償金では、移転補償費として2条通り線の給水管移転補償費24万7,000円を計上したところでございます。

歳入合計、既定額に153万8,000円を追加しまして、歳入合計1億841万8,000円とし、歳入歳出のバランスをとったところでございます。

以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成17年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,250万円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細書からご説明をさせていただきます。1款総務費につきましては、58万円の追加補正で556万3,000円とするものでございます。

1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、同額の50万円を追加補正し、187万5,000円とするもので、内容としましては旅費で普通旅費で27万7,000円の追加、これにつきましては介護保険制度の改正に伴い、従事する者が研修を受けるための旅費でございます。それから、18節の備品購入費につきましては、22万3,000円の新規の追加補正でございます。これにつきましては、現在介護保険判定ソフト、それから認定審査会提出資料専用のパソコンがございますけれども、現パソコンではウィンドウズNT、かなり昔の機種を使用しており、容量が小さいため今回の新しい制度改正に伴って、そのパソコンにソフトを接続できないということから、新規の導入するものでございます。

次に、4項の趣旨普及費、それから1目の趣旨普及費につきましては、8万円の新規補

正をするもので、内容としましては需用費で印刷製本費で8万円の計上でございます。これにつきましては、来年の4月1日から法改正をまた実施するということから、大幅な改正になり、膨大な資料となるため、町独自のパンフレットを作成するのがかなり難しいということから、これにつきましてはパンフレットを購入し、全戸配布をしたいということで8万円を計上させていただきました。

次に、2款の保険給付費、それから1項の介護サービス等諸費、2目の施設介護サービス給付費につきましては、同額の384万円の減額で、1億4,976万円とするものでございます。これにつきましては、施設介護サービス給付費ということで減額をさせていただきますけれども、次の5項の特定入所者介護サービス費に組みかえをするものでございます。これにつきましては、1目の特定入所者介護サービス費で383万円、それから2目の特定入居者支援サービス費で1万円の補正をさせていただきます。食費、それから居住費については、施設介護サービス給付費に今までは含まれておりましたけれども、法改正により利用者負担になったことから予算を組み替えをするものでございます。それで、特定入所者介護サービス費につきましては、383万円の補正でございますけれども、これは入所者介護サービス費については退職者にとって過重な負担とならないよう、入所者負担となった食費、それから居住費、給付費の限度額を超えた額を補助するもので、これは要介護者が該当するものでございます。その下、次の特定入所者支援サービス費につきましては、これはショートステイを受けた者の負担となった食費、それから居住費の限度額を超えた額を補助するもので、要支援者がこの部分に該当する形になります。そういうことで、これにつきましては組みかえを行ったということでございます。

次に、5款諸支出金、それから1項償還金及び還付加算金、それから2目償還金につきましては、同額の100万1,000円の補正を組ませていただいております。内容としましては、23節の償還金利子及び割引料で介護給付費道支出金平成16年度分の返還金で100万1,000円を組ませていただいております。

歳出の合計、158万1,000円を増額補正し、1億9,250万円とするものでございます。

次に、4ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。6款繰入金、1項一般会計繰入金については、同額の58万円を追加補正し、2,876万6,000円とするもので、2目その他繰入金で58万円を追加し、556万3,000円とするもので、内容としましては一般会計からの事務費の繰入金でございます。

次に、7款の繰越金、それから1項の繰越金、1目の繰越金につきましても同額の100万1,000円を追加補正し、100万2,000円とするもので、内容といたしましては前年度繰越金でございます。

歳入合計、158万1,000円追加補正し、1億9,250万円とするものでございます。

以上で歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成17年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、認定第1号 平成16年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第2号 平成16年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第3号 平成16年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第4号 平成16年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第5号 平成16年度中頓別町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第6号 平成16年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第7号 平成16年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第30、認定第8号 平成16年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第31、認定第9号 平成16年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となりました認定第1号から認定第9号までは、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りいたします。本件につきましては、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して今定例会の会期中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して今定例会中に審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託した認定第1号から第9号の決算認定については、会議規則第46条第1項の規定により、9月30日午前中までに審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第9号の決算認定については、9月30日午前中までに審査を終了するように期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りいたします。

9月29日から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、9月29日から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長(石神忠信君) 以上で本日の日程はすべてを終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時30分)